

## **乳幼児用首浮き輪の商標権専用使用権侵害差止等請求事件**

### **事業の概要**

原告・被告：乳幼児用首浮き輪の輸入・販売を行う企業

乳幼児用首浮き輪の輸入・販売を行う企業が、同様に乳幼児用首浮き輪の輸入・販売を行う企業から、商標権専用使用権侵害に基づき乳幼児用首浮き輪の輸入・販売の差止め及び廃棄を求められた事案。

訴訟では、乳幼児用首浮き輪に付された商標が原告の商品等表示として周知か、及び並行輸入の抗弁が認められるかが問題となった。特に、並行輸入の抗弁については、最高裁判例の掲げる3要件に照らし、被告の商標権侵害行為が真正商品の並行輸入として実質的違法性を欠くか否かが争われた。裁判所は、(1)被告の販売する商品に付された商標が商標権者によって適法に付されたこと、(2)被告の販売する商品に付された商標は商標権者と同一の出所を表示すると認められること、(3)被告の販売する商品と原告の販売する商品とが商標の保証する品質において実質的に差異がないこと、に基づき、被告の主張する並行輸入の抗弁を認め、原告の請求を全面的に棄却した。

(当事務所は被告を代理)

### **本件が掲載されている判例集・雑誌等**

裁判所ウェブサイト

[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail7?id=87206](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=87206)